

# セクシュアル・ハラスメント被害の法心理

松本克美\*

## 目次

- 一 はじめに——問題の所在
- 二 セクハラ被害の法心理的特徴
- 三 セクハラ被害の認定をめぐる裁判例の検討
- 四 おわりに——残された課題

### 一 はじめに——問題の所在

職場で上司から意に反する性的言動がなされ、ひどい場合には性交まで強要される。そうした被害に多くの女性が泣き寝入りをしてきたのが現実である。しかし、これは女性を蔑視し、男よりも劣ったものとしてみなす女性差別や職場での女性を性的対象としてみるジェンダーバイアスに起因する構造的な問題であり、また性的自己決定権、性的人格権の侵害であるという主張が欧米で起きるようになり、多くの訴訟が起こされるに至った<sup>1)</sup>。そのような被害を可視化させた法概念こそが「セクシュアル・ハラ

---

\* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

1) セクハラ事件も数多く扱ってきた水谷英夫弁護士はこの点を次のように指摘している。「今日では欧米諸国や国連を中心とした国際社会では、セクハラ<sup>1)</sup>の社会的な意味としては、主として、社会的・経済的・経済的弱者である男性が、その優越的な地位や力関係を背景として、弱者である女性に対して行う性暴力の一種ということに本質があり、その適用範囲も優越的地位や力関係（優越的地位・力関係は社会的・経済的・法的な捉え方により広狭ある）の存在する場における不快な性的言動のことを意味するものと把握されるようになり、法的な意味として、このようなセクハラ行為によって性差別、性的自由等的人格権侵害や雇用や教育環境を侵害する場合には、個人の違法行為のみならず使用者がその排除について法的責任を負うものとされるようになってきているのである。」（水谷英夫、

メント> (以下、セクハラと略す) に他ならない。被害をセクハラとして捉えて加害者やその使用者に損害賠償を請求する法理<sup>2)</sup>は1990年代になり日本にも定着するようになる。しかし、それでもなおセクハラ被害は日常的に起こっている<sup>3)</sup>。

なお本稿はセクハラ被害を職場(及びその延長線上である出張先や会社の懇親会等を含む)で生じた性的被害を包括する意味で用いている。強姦(不同意性交)、強制わいせつなどの刑事犯罪に該当するようなものはもちろん、性的に不快感、羞恥心を起こさせるような性的言動も含む。なお大学や高校以下の学校でも教師等によるセクハラ被害は多発している。前者はキャンパス・セクハラ<sup>4)</sup>、後者はスクール・セクハラ<sup>5)</sup>と呼ばれたりもするが、

1) 『「セクハラ」を考える視点——『ジェンダー』『支配』『差別』』ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法・第4巻・ジェンダー法学が切り拓く展望』(日本加除出版、2012年)132頁——下線は引用者。以下同様)。また、セクハラがおこる原因として、「女性を対等な働き手として見ない」「女性を性的対象として見る見方が強い」「職場での優越的地位の濫用」を指摘するものとして、第二東京弁護士会編『セクシュアル・ハラスメント法律相談ガイドブック』(明石書店、2001年)22頁以下。

2) セクシュアル・ハラスメントの法理を比較法的に検討したものとして、山崎文夫『セクシュアル・ハラスメントの法理・改訂版』(労働法令、2004年)、同『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』(信山社、2013年)。

3) 2019年度に都道府県労働局に寄せられたセクハラ相談件数は7,323件であった(令和元年度 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)での法施行状況・2頁。<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000645828.pdf>)。また2016年に公表された独立行政法人労働政策・研修機構の調査では、25~44歳の女性労働者の約3割に被害経験があるという(「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査結果」1頁以下。<https://ieonline.microsoft.com/#ieslice>)。

4) 渡辺和子・女性学教育ネットワーク編著『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント——調査・分析・対策』(啓文社、1997年)、沼崎一郎『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント more 対応ガイド・改訂増補版』(嵯峨野書院、2005年)など参照。筆者も松本克美「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと大学の法化——債務としての教育研究環境配慮義務論の提起」岩波「科学」73巻3号(2003年)241頁以下、同「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント訴訟と大学の教育研究環境配慮義務——大学と加害教員の責任の并存及び大学の処分相当性をめぐって——」立命館法学300号(2006年)453頁以下などで論じたことがある。

5) 子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪編『白書 実態・防止・解決 スクール・メ

本稿では紙幅の制約もあり、職場のセクハラ被害に焦点を当てて検討する。

被害者が最後の手段として裁判に訴えても、密室で行われることが多いセクハラ被害を立証することは困難である。加害者とされた被告はセクハラ行為を否定するのが通常である。もしセクハラ行為を認めるなら、多くの場合は最初から裁判にならないであろう。

セクハラ被害を被告が否定し、セクハラの現場を目撃する証人もいない場合には、被害者のセクハラ被害の供述の信用性が大きな争点となる。その中で、後述の裁判例の紹介にもあるように、被害者が被害をすぐに第三者に知らせていないとか、被害を受けたという日以降も平静と変わらない様子であった、被害者が加害者に感謝の意を表明したり、親密さを示すメールなどを送っている、あるいは被害を受けたというのにその後も性的関係に依拠しているなどのことをもって、セクハラ被害者の供述の信用性を否定する要素とされることがある。

しかし、これも後述するようにセクハラ被害者がすぐに被害を訴えなかつたり、被害を受けた後も平静と変わらない様子であること、被害者が加害者に迎合的なメールを送ったり、被害を受け続けることは、被害者心理を分析する近時の精神医学や臨床心理学的知見によれば、セクハラ被害を受けた被害者としてむしろ通常あり得る反応であって、これらをもってセクハラ被害を否定する根拠とすること自体が誤りであることが明らかにされてきている。

本稿は、セクハラ被害の特質を踏まえた事実認定のあり方について専門的知見や過去の裁判例での認定を踏まえて、法心理の観点から私見を述べるものである。ここで〈法心理〉とは法現象を人間の心理に着目して分析する観点という意味で用いており、法と心理学<sup>6)</sup>とほぼ同義であ

---

↘『セクシュアル・ハラスメント』(明石書店, 2001年), 亀井明子編著『知っていますか? スクール・セクシュアル・ハラスメント 一問一答』(解放出版社, 2004年)など参照。

6) 法と心理学とは、「心理学の方法によって法に関わる現象を見直す」学問と定義され

る<sup>7)</sup>。

本稿では、まずセクハラ被害の法心理的特徴を概観する(二)。次に、参考判例として、いくつかの判決を取り上げる(三)。最後に本稿の結論をまとめ、残された課題について言及したい(四)。

## 二 セクハラ被害の法心理的特徴

### 1 セクハラ被害者が被害をすぐに訴えない理由

セクハラ事件において被害者である原告の請求を棄却する判決は、原告がセクハラ被害をうけたというのに、その直後に、それを周囲の同僚や使用者に訴えたりしていないことをもって、それらの被害の存在自体を否定する根拠にしているものがある<sup>8)</sup>。

しかし、このような事実認定は職場における上司ないし上司的地位にある者からのセクハラ被害の特質をまるで理解していない事実認定であると言わざるを得ない。

日弁連両性の平等に関する委員会は2002年3月に「司法における性差

---

ゝている。これは、日本における法と心理学会の創立(2000年11月)の翌年に学会誌「法と心理」の創刊号での特集「法と心理学の可能性」の趣旨説明として後藤昭(刑事法学者)が示した定義である(法と心理1巻1号(2001年)8頁)。

7) なぜ「ほぼ同義」というかと言えば、「法と心理学」は「法」と「心理学」というように、心理学の要素が大きいニュアンスをもって捉えられる可能性があるので、「法と心理」の観点を強調して「法心理」という言葉を使っている。なお筆者におけるかかる観点からの論稿として、松本克美「公務員個人の対外的不法行為責任免責論の批判的検討——修正的正義論及び法心理的分析をふまえて——」立命館法学361号(2015年)765頁以下、同「時効論・損害論への法心理学的アプローチ——民事損害賠償請求における被害者支援のために」立命館大学・人間科学研究33号(2016年)3頁以下、同「第三部 民事法と心理」サトウタツヤ・若林宏輔・指宿信・松本克美・廣井亮一著『法と心理学への招待』(有斐閣, 2020年)151頁以下。

8) 後掲の横浜セクハラ事件の1審判決や、銀蔵事件の1審判決、その他、セクハラ被害を認定して請求を一部認容した原判決に対して被害者の供述の信用性を疑問視しセクハラ被害自体を否定して請求を破棄した福岡高判平成19・3・23(判時1988号23頁)など。

別」をめぐるシンポジウムを開催したが、その成果を集約した書籍で次のように指摘している。

「セクシュアル・ハラスメント裁判には、いまもさまざまな困難がある。

まず、加害者と被害者との権力関係が理解されにくい。被害者は、セクシュアル・ハラスメントをあからさまに拒否すれば、昇進や希望の仕事に就くチャンスを失うことになるかもしれない。セクシュアル・ハラスメントを告発することで、職場や学校の人間関係が悪化し、そのため退職・退学しなければならないかもしれない。セクシュアル・ハラスメントは、被害者にとって拒否することが非常に困難なのである。このため、相手を傷つけないよう配慮しながら、拒否の意思表示をしていることも多い<sup>9)</sup>。」

職場の上司ないし上司的地位にある者から意に反する性的言動をされた場合に、それを断固拒否する態度をあからさまに示したり、すぐに他の上司や職場の同僚、友人、家族、警察などにその被害を訴えられない理由については、次に述べるようにすでに多くのことが指摘されてきた。

### (1) 職場環境でのセクハラに特有な理由

① 報復への恐れ 加害上司等にあからさまに拒絶的な態度をとれば、その報復として嫌がらせを受ける恐れがあると考えるのは自然な反応である。不合理に叱責を受ける、仕事の負担を加重される、その反対に仕事を与えられない、昇進や人事評価で不利益を与えられるなどである。

中下裕子弁護士はセクハラに関する相談を多数扱った経験から次のように指摘する。

「実際に『ノー』と言われた男性の報復はすさまじい。解雇する、昇進させない、昇給させない、賃金に差をつけるなどの差別をしたり、仕事を遂行する上でさまざまないじめをしたり。多くの女性の心を病ませるのはこのいじめである。細かいことでいちいち非難する、意見を無視する、必

---

9) 日弁連両性の平等に関する委員会2001年度シンポジウム実行委員会編『司法における性差別——司法改革にジェンダーの視点を』(明石書店、2002年)36頁。

要な情報を提供せずに困らせるなどの数々の卑劣ないじめを加えて、女性を職場から追いやってしまう。

このような状況の中で、報復におびえて『ノー』といえない女性に、『『ノー』といわない女性が悪い』といえるだろうか。このような状況の中で『ノー』といえずにただ黙っている女性の態度を『イエス』の表現だといえるのだろうか。<sup>10)</sup>」

② 当該職場で働き続けたいという意思 その職場で働くことに意義や利益を感じているほど、また、ここでこの職場をやめても転職、再就職の見通しがすぐに持てないような場合には、セクハラ被害を訴えることにより受けるかもしれない加害上司からの報復や無理解な会社からの不当な扱いにより被害者が勤務先を辞めざるを得ない事態になることへの懸念が大きいと考えられる。だとするとセクハラを受けても我慢しようという心理が生ずるのも当然である。

林陽子弁護士は、セクハラ被害を否定する判決は、「女性たちの言い分が信用できないことの理由として、『事件があったとされる日の翌日も平然と出勤し、ふだんと態度が変わらなかった』ことを挙げている。しかし、職を失っても良いとでも思わない限り、女性たちは被害に遭っても出勤せざるを得ない。」ことを指摘する<sup>11)</sup>。

また、性暴力被害とトラウマの研究をしている臨床心理学者の村本邦子は次のように指摘する。「被害者の側に見れば、相手は見ず知らずの男性ではなく、上司なのですから、あからさまに相手を拒否したり、嫌がるなど、失礼な態度を取ることはできないでしょう。ましてや、相手は自分の身分や将来の決定権を握っているのですから、その後の運命にも関わります。たとえ、はっきりとノーを言っても、『嫌よ嫌よも好きのうち』

---

10) 中下裕子「問い直される男女の性意識と人間の性のあり方」中下裕子・福島瑞穂・金子正臣・鈴木まり子『セクシュアルハラスメント——『性』はどう裁かれているか』(有斐閣, 1991年) 191-192頁。

11) 林陽子「セクシュアル・ハラスメント」大脇雅子・中野麻美・林陽子『働く女たちの裁判』(学陽書房, 1996年) 121頁。

と解釈されてしまうこともありますし、第一、あまり断ってばかりでは、その後の人間関係が気まづくなって、職場にいづらくなってしまいます。そして、こんな理由から、執拗な誘いを断り切れずに応じてしまうと、相手側は、ますます、『本人も喜んでいた』などと解釈します。でも、どんなに上司が嫌いでも、つっけんどんに振る舞ったり、あからさまに嫌っている態度など見せることができるはずはありません。<sup>12)</sup>」

## (2) 性被害に特有な理由

意に反して身体に接触されること（手を握られる、胸や尻を触られる、キスをされる、性器を弄ばれるなど）、性交を強制されることは、もっともプライバシーの度合いが高い性的なプライバシーの侵害であり、そのようなことをされたこと自体が性的羞恥心の対象である。このような性的被害をすぐに他人に話すことができるものでないことは、後述するように数々の論者が指摘しているところである。特にその性的侵襲の度合いが大きいほど（手を握られたよりも、ディープキスを強要された、性交を強要されたなど）他人にそのような被害を訴えることを性的羞恥心が妨げる。また、そのような被害を訴えても、そのような加害者に同行するから自分が悪いなど、落ち度として不合理に非難される可能性もある。客観的な証拠がなければ嘘を言っていると疑われるかもしれない。

性暴力被害者の支援に携わる大山みち子（武蔵野大学人間科学部教授、臨床心理士）は、「この社会においては、性に関することを話題にするのは控えるべきだ、慎むべきものという抑制が働きやすく、被害者は、性について話題を語ること自体が、慎みがないと感じられるのでは、との抵抗感を抱きやすい。また、話したいと思ったとしても、話してもわかってもらえ

---

12) 村本邦子「暴力被害と女性——理解・脱出・回復」（昭和堂、2001年）26-27頁。なお加害男性が被害女性の反応を見て恋愛と勘違いする傾向にあることについては、社会学者の牟田和恵が鋭い指摘をしている（牟田和恵『部長、その恋愛はセクハラです！』（集英社、2013年））。

ないかもしれない、軽蔑されるかもしれない、という恐れを伴いやすいものである。」と指摘する<sup>13)</sup>。

また被害にあった後でも平静と変わらず仕事をしていたことをもって、被害自体がなかったと思うのも性被害の特徴を知らない偏見である。性被害に関する心理学的知見の進展は、この点を次のように指摘している。

「事件直後の反応に関するよくある誤解のひとつに、『事件の翌日もいつもどおり仕事に行ったのは不自然』だという主張がある。裁判などで、それを根拠に被害事実の否定がなされることも多い。しかし、性暴力などの被害者が、事件の次の日に仕事に行くというのは決して珍しいことではない。どうしていいかわからず、とりあえずは誰にも知られたくないので、予定どおりの行動をこなすという人もいる。衝撃のために思考能力が落ち、習慣的になった行動をとり続ける人もいる。

また、事件直後の被害者が、いつもと変わりなく、『冷静』に見えるということも少なくない。あまりに事件の衝撃が強いとき、自分を守るために、現実をそのまま受け入れるのではなく、感情を麻痺させてなんとか自分を抑えるような自動的な機能が働くことがあるからである。<sup>14)</sup>」

したがって、セクハラ被害をすぐに他人に訴えなかったことは、被害の供述の信用性を疑わせるような事情にはならないと解すべきである。

そもそも女性は男性からの意に反する性的言動に接した場合に、明確にノーと言わずにことを荒立てないで解決しようとする傾向があることも指摘されている<sup>15)</sup>。

---

13) 大山みち子「性暴力被害者への中長期的ケア」小西聖子・上田鼓編『性暴力被害者への支援 臨床実践の現場から』(誠信書房、2016年)118頁。

14) 宮地尚子(一橋大学教授、精神科医師)「精神科医から見た性暴力の実態」日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』(信山社、2015年)46-47頁。なお小西聖子「性犯罪被害者の精神鑑定——『抗拒不能』の心理学的説明」ジェンダーと法17号(2020年)93頁以下も同様の指摘をしている。

15) 牟田和恵は女性が意に反する性的言動に接した時に、ノーと言わない理由として、アメリカのフェミニズム法学の騎手キャサリン・マッキノンの次の言葉を引用している。「女性の最も普通の対応は、起きたこと全体を無視するように努めつつ、見かけは喜んでい



## 2 被害者の加害者に対する迎合的言動

被害者の加害者に対するメールやラインの内容が親密さを感じさせたり、感謝の意を表していることをもって、被害にあった者が加害者に送る内容として不自然であり、被害にあったこと自体が信用できないとする判決も散見される<sup>16)</sup>。

しかし、ことを荒立てない、セクハラ被害の秘密を公にされたくない、報復を恐れるなどのセクハラ被害者の心理状態が迎合的なメールを返信したりすることはあり得る<sup>17)</sup>。メールのやりとりなどを表面的に見て恋愛関

---

ゝるように見せて巧みに男性の面子を立ててやり、それで男性が満足して止めてくれるだろうと期待する、というものである。」これを牟田は、女性は「望まない性的な誘いに対して逆らわずにいること、無視することで拒否の意図を伝えようとする」と解している(牟田和恵『ここからセクハラ!アウトがわからない男、もう我慢しない女』(集英社、2018年)32頁)。なお職場の研修担当者からのセクハラ被害を周りに言うこともできず、食事の誘いなども無下に断ることもできず、そんな自分が情けなく抑鬱状態に陥っていった状況を被害者自身の言葉で綴ったものとして、佐藤香「セクハラ労災認定への道のり」労旬1860号(2016年)28頁以下は、被害のリアルを伝えるものとして貴重な論稿である。

16) 東京地判平成24・4・26LEX/DB25493850, 東京地判平成28・3・30労働判例ジャーナル52号39頁, 後掲の東京地判平成28・5・32(⑥判決など)。なお京都地判平成25・1・29判時2194号131頁は、大学の特任教授が大学院生に対してセクハラ被害を与えたことを理由に懲戒処分を受けたことにつき、セクハラではなく恋愛関係による性的関係であったとして、大学を相手取り懲戒処分の無効と損害賠償請求をした事案であるが、被害を受けたとする女性から加害教員へのメールが自分の意思で愛情を語っていたり性的関係を肯定するような内容であって、迎合メールではないとしてセクハラ的事实を否定する根拠とし、懲戒処分の無効を認め、損害賠償請求については、大学はセクハラ的事实を疑わった点に過失はないとしてこれを否定した。

17) セクハラ事件を数多く取り扱ってきた角田由紀子弁護士は、セクハラ被害にあっている「女性の側からのメールは文言だけを見ていると相手を受容しているように読めてしまうことが多い。いわゆる『迎合メール』である。相手の求める対応を先取りした内容のものだ。」として、なぜ、このような迎合メールを被害女性が加害男性に出してしまうのか、その理由として、「女性は、この国では直截にノーを言うことを奨励されないだけでなく、ほとんどすべきでない」と教育されて成長する。とりわけ、目上の男性には、はっきりと断ることは不作法であり、咎められた。そこで、女性たちは、『いや』をはっきりと言えず、相手が察知してくれることを期待してあいまいな対応をすることになってしまうのではないか。」と指摘する(角田由紀子『性と法律——変わったこと、変えたいこと』(岩波書店、2013年)205頁)。

係だと即断するのは危険である<sup>18)</sup>。

実際に、セクハラ被害を労災として認定するために厚生労働省が設置した「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会 セクシュアルハラスメント事案に係る分科会報告書」は、セクシュアルハラスメント事案の心理的負荷の強度を評価するにあたっての留意事項の一つとして次のような指摘を行っている。

「被害者は、勤務を継続したいとか、行為者からセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがある。このため、これらの事実から被害者の同意があったと安易に判断すべきではないこと。<sup>19)</sup>」

### 3 被害の継続

特に深刻な性被害にあった被害者がその後も性的関係を加害者と継続しているのは、原告が意に反して性被害にあったのではなく合意の上での性関係の証拠であるとの主張が被告側からなされることがある<sup>20)</sup>。

しかし、性被害にあったショックから自分はもう汚れた存在になったと思う<sup>21)</sup>、性関係の強要への抵抗力を失ったり、性被害にあったという事実

---

18) 吉川は、前掲注(16)で紹介した京都地判に対するコメントとして次の点を指摘する。「個々の性交について(外形的に)同意があったとしても、支配従属関係によって正常な恋愛感覚が麻痺させられている環境下で『原告と合意の上で恋愛関係にあると受け入れてしまった方が楽である』との心理(無自覚的なものも含め)を被害者が持った状態での性的関係(例えば、言われるがままに性交渉を持つ関係)は、刑法上の強姦罪に隣接する準強姦罪と同様に、ハラスメント法上、違法視すべきではないか。」と指摘する(吉川英一郎「学校のセクハラ」同編『判例で理解する職場・学校のセクハラ・パワハラ 実務対策:どんな事案がどう判定されたか』(文眞堂, 2016年)101頁)。

19) 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会 セクシュアルハラスメント事案に係る分科会報告書」(2011年)6頁。なお角田由紀子は報告書が指摘するこの留意点に注意を喚起している(角田・前掲注(17)206頁)。

20) 後述の京大矢野教授セクハラ名誉毀損事件、熊本バトミントン実業団選手強姦事件など。

21) 性暴力とトラウマの研究で著名な宮地尚子は、「性暴力には性にはりつく『汚された』」

から目を背け、あたかも自分の意思で性的関係をもっているかのような錯覚に自分を陥れて性被害を受けたショックから自己防衛をするなどの反応が示されることがあると言われている<sup>22)</sup>。

### 三 セクハラ被害の認定をめぐる裁判例の検討<sup>23)</sup>

#### 1 京大矢野教授セクハラ名誉毀損事件・京都地判平成9・3・27判時1634号110頁(①判決)

##### (1) 事案

京大の国際的にも著名なX(矢野教授)の私設秘書として雇われた女性A(大学院生時代にもXに性的関係を強要されたとも主張)がレイプを含むセクハラ被害を継続的に受け、退職後にセクハラ被害を告発し<sup>24)</sup>、この被害

---

「『屈服させられた』『わいせつ』といった象徴的な意味がもたらす影響」があり、「恐怖の中では、そういった恥辱感や屈辱感が深く心身に刻み込まれやすくなります。」「汚れていて恥ずかしいのは加害者のはずなのに、被害者は自分のことを汚れ、恥ずかしいと思わされるのです。」と指摘する(宮地尚子『トラウマ』(岩波書店, 2013年)133-134頁)。

22) 性暴力の刑事事件を数多く担当する田中嘉寿子検事は、性暴力被害者の心理的特性として、リスク回避を困難にする認知バイアス(まさか相手に性的な下心があるとは思わない正常性バイアスなど)、抵抗・逃走・援助要請を困難にする凍りつき症候群(被害にあった際に、頭が真っ白になり心身が凍りついてしまう)や急性ストレス反応(自己防衛反応が働き外部に反応しなくなる)、「否認」の防御機能(辛い現実から目を背けて被害をなかったことにしたいと願う)などを指摘している(田中嘉寿子「被害者支援の立場からみた刑事法の問題点」ジェンダーと法13号(2016年)97頁以下)。

23) セクハラの実態認定をめぐる裁判例を分析したものとして、小島妙子『職場のセクハラ』(信山社, 2008年)100頁以下は、裁判官が前提とする被害者像に関する経験則が、性的被害を被った人間の合理的行動に対する偏見に規定されていることを指摘しており参考になる。その他、福島瑞穂「裁判の女性学 女性の裁かれかた」(有斐閣, 1997年)208頁以下、戒能民江「セクシュアル・ハラスメントの司法的救済とその限界」F-GENS Journal No.7(2007年)214頁以下、吉川英一郎「判例概観と『最近の傾向』に見る注意点」同編・前掲注(18)33頁以下、角田由紀子「セクシュアル・ハラスメント——福岡裁判から24年目の到達点」ジェンダーと法11号(2014年)9頁以下等。

24) なお被害者は匿名でこの事件と訴訟の顛末についての次の手記を発刊している。甲野乙子『悔やむことも恥じることもなく 京大・矢野教授事件の告発』(解放出版, 2001年)。

者を支援してXのセクハラ行為を糾弾する活動を行っていた京都大学の女性教授Yに対して、Xがセクハラ被害は事実無根で、合意による性的関係であったとして、Yを相手取り名誉毀損を理由に損害賠償を請求した事案である。Xに対する名誉毀損が成立するか否かの前提として、XによるAに対するセクハラ被害の有無が大きな争点となった。Xは被害者である被告が強姦被害を受けた直後にその被害を告発せず、強要された性的関係を数ヶ月間継続したというのは不自然で、合意による性的関係だったと主張した。

## (2) 判旨

原告Xの主張を退け、Aに対するセクハラ行為があったとして、請求を棄却した。

「同人が昭和五七年一月末ないし二月初めころにホテルの一室において、性的関係を原告に強要されたことは、原告に性交渉と直接関連する暴行、脅迫をしたところが認められ、原告の威圧の下にAの意に反して行われたものであるから、『レイプ』というべきものである。

さらに、同年四月から昭和六三年三月まで原告の研究室に勤務していた間にも原告から強要され続けた性的関係は、原告が東南アジア研究の第一人者として有していた学会での強い発言力と日本における数少ない東南アジア研究の拠点であるセンターの実質的な人事権とを有していた教授であり、一方、Aが東南アジア研究をセンターにて行いたいという希望を持つ学生ないし非常勤職員であり、原告の意向に逆えば、解雇、推薦妨害、学会追放等の不利益を受け、自らの研究者としての将来を閉ざすことになりかねないという構図のなかで、暴力的行為を伴いつつ、形成、維持されたものであるといわざるを得ない。それゆえ、右関係の形成、維持は『性的な言動または行為によって相手方の望まない行為を要求し、これを拒んだ者に対し職業、教育の場で人事上の不利益を与えるなどの嫌がらせに及ぶこと』というセクシュアル・ハラスメントに該当するといふべきである

(しかも七年にわたって継続された。)]

「また、原告は三回目の約束の日に、ホテルの部屋に入ってAの手を握る行為に出るまでは、極めて紳士的な対応でAに接していたのであり、しかも、Aにとっては、興味深い『東南アジア』の話<sup>1</sup>を熱っぽく語る大学教授として映っており、一学生として、これまで二回の食事代を原告に出してもらっていたこともあって、申出を無下に断るのは失礼だと考えて、原告の申出に応じてホテルの部屋に行ったことはあながち不自然な行動とはいえず、これをもって原告との性的関係を望んだ、あるいは承諾したというには足りない。また、Aがチェーンの掛かっているドアから逃げださなかったことは、原告がAの前に立ちはだかつて、抗おうとしたAを罵倒し、その頭部を平手で数回殴りつけるといった、それまでの紳士的な対応とは違ってかわっての突然の粗暴な対応に出たため、驚愕混乱して冷静な対応をとることができなかったことによるものであり、これも不合理であるとはいえない（原告は殴打の事実を否定するが、治療に行かなかったからといって、傷害の程度が重大ではなかったといい得ても、殴打の事実がなかったとまではいえない。原告との意に反した性交渉が発覚することを恐れたAの場合はなおさらである。）。そして、再度、罵倒、殴打され、理詰め<sup>2</sup>の問いに原告の納得のいく答えを強要される状態にあったのであるから、原告の要求がAにとって逆らうことのできないものを感じられたとしても不自然ではなく、逃げ去ることもせず、着衣も自ら脱ぎ、二度の性交渉を拒むことがなかったとしても、その事実をもって合意によるものだとはいいがたいところである。

その後、翌日まで衣類を身につけなかったこと及び翌日に原告と共にホテルをチェックアウトし、京都市内まで原告に同行し、次に会う日時の約束をして別れ、再び、約束どおりにその場に赴いたことも、意に反した性交渉をしてしまった自分が惨めに感じられ、恥ずかしく、誰にも相談できず、呆然として日々を過ごしたというAの証言に照らすと、これをもってAが原告との性交渉に合意していたとはいえない。

その数か月後の昭和五七年四月から六年間にわたり原告の研究室に勤務し、昭和五八年から現在の夫と結婚するまで京都市伏見区のマンションから転居しなかったことは、原告との関係を肯認し、原告について東南アジア研究をしたいという意思の表れとみることもできなくはないが、何回か原告の研究室の勤務を辞めたい旨原告に申入れたが、その度に原告が激怒し、殴られるなどして辞意を撤回させられたり、勤務中に自分に批判的な言動をする研究者に対し人事上の嫌がらせを執拗にする原告の様を目の当たりにしていたことも考え合わせると、Aの右のような行動は、研究者の道に進みたいという将来の希望をつなぐため、原告の求める性的関係をもはや明確に拒むことができない精神状態になってしまっていたことによるものとみるのが合理的である。」

「そうすると、原告が指摘する事情は、いずれも原告とAとの性的関係がAの意に反して行われたとの前記認定を左右するものではないというべきである。

なお、強姦の被害者が意に反した性交渉をもった惨めさ、恥ずかしさ、そして自らの非を逆に責められることを恐れ、告発しないことも決して少なくないのが実情であって、自分で悩み、誰にも相談できないなかで葛藤する症例（いわゆるレイプ・トラウマ・シンドローム等）もつとに指摘される場所であるから、原告と性交渉を持った直後あるいは原告の研究室を退職した直後にAが原告を告発しなかったことをもって原告との性的関係がその意に反したものではなかったということとはできない。」

### (3) コメント

本件では被告側の意見書として、フェミニストカウンセラーとして著名な井上麻耶子<sup>25)</sup>の性被害者の心理に関する意見書が提出されており、本判

---

25) 井上麻耶子の著作として、同『フェミニストカウンセリングへの招待』（ユック舎、1998年）、同『フェミニストカウンセリングの実践』（世界思想社、2010年）、同「フェミニストカウンセラーからみるセクシュアル・ハラスメント」現代思想41巻15号（2013年）

決が上述のように「レイプ・トラウマ・シンドローム等」の知的見解をも踏まえながら、被害者AがXによるレイプになぜ抵抗して逃げ出さなかったのかとか、その後も継続的な性的関係に依拠してしまい、被害を告発するのがなぜ遅れたのかについて、被害者Aの供述を不自然だと否定するのではなく、むしろそのような反応こそが性被害者に見られる特徴であることを踏まえた適切な事実認定を行ったものとして高く評価できる。

## 2 熊本バトミントン実業団選手強姦事件・熊本地判平成9・6・25 判時1638号135頁 (②判決)

### (1) 事案

バトミントン協会の役員が実業団のバトミントン部の女性選手を強姦し、その後も性関係を強要したレイプ、セクハラ事件である。原告は被告が原告の驚愕と動揺に付け込んで強姦をし、告訴すれば選手生命を奪われるなどの報復を受けるかもしれないなどの原告の恐怖心を利用して、半年間にわたり原告との性関係を継続し、これによって、原告の性的な自己決定権と人間としての尊厳を侵害し、恋人を失わせ、バトミントン部を退部させて選手生命を奪い、退職を余儀なくさせ失職させたとして500万円の慰謝料請求をした。

これに対して、被告は、原告との性関係は原告に誘われての合意によるものであり、強姦であるならば、その後も継続的に被告と性関係を継続するのは疑問である、最初に強姦された日から3年を経て提訴するというのは常識的にあり得るのかは疑問であるなどとして、強姦、セクハラ被害自体を否定した。

### (2) 判旨

熊本地裁は、次のように原告の被害供述は信用できるとして、300万円

---

↘年) 188頁以下など。

の慰謝料を認めた。

性暴力被害による PTSD に関する研究は、性被害者が「自分が恥ずかしいと感じる、自責の念が生ずる、無力感や卑小感が生じて自己評価が低下する、加害者に病的な憎悪を向ける、逆に加害者に愛情や感謝の念を抱く、自分が汚れてしまった感じを持つなどの症状があることを指摘している」。この点から言うと、「原告の供述、すなわち、被告に強姦され、その後も性関係を強要された旨の供述に疑いを差し挟むべき事情は見受けられず、その信用性は高いといわなければならない。」

### (3) コメント

本判決も京大教授事件の①判決同様に、性被害にあった被害者心理の特質に即した事実認定をしており高く評価できる。

## 3 横浜セクハラ事件

### (1) 事案と1審判決（東京地判平成7・3・24判時1539号111頁）

在籍出向中の男性上司による出向先会社の女性労働者に対する約20分に及ぶ抱きつく等の行為を理由とする不法行為責任と出向先および出向元の使用者責任を求めた事案である。

1審の東京地判は次の理由で原告被害者のセクシュアル・ハラスメント被害の供述の信用性を否定し、請求を棄却した<sup>26)</sup>。

「原告は本人尋問の中でこれらの事実に沿う供述をしているが、原告の

---

26) この東京地裁平成7年判決は、「『被害女性の対応』について固定観念にとらわれた判断をしたために、セクシュアル・ハラスメントの事実そのものを否定するもの」（浅倉むつ子『職場のセクシュアル・ハラスメント』浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子『フェミニズム法学——生活と法の新しい関係』（明石書店、2004年）67頁）として悪評の高い判決である。戒能民江も、同判決は「セクシュアル・ハラスメントのあるべき被害者像を固定しており、それに合致しない被害者の証言は信用できないとした。裁判所は、『性暴力の被害者は誰でも逃げるか声をあげて助けを求めものだ』という固定観念に囚われてきたのである。」と指摘する（戒能・前掲注（23）216頁）。



同僚である証人丙川一郎は、原告が被告乙山から何かされて困っているという話を原告本人からも、周囲の第三者からも聞いたことがないし、被告乙山が原告の腰や頭髪を触っているところなどを目撃したこともない旨証言していること、被告乙山は陳述書及び本人尋問の中で、第一及び第三の各事実については、原告の頭髪が長かったので工場で作業をする際危険であるから頭髪を束ねるように注意しただけである旨、第二の事実については、原告が腰を痛めたとき温湿布を薦めただけである旨、第四の事実については、帰り際に『どうもありがとう。』と礼を言っただけである旨それぞれ供述し、原告主張の各事実中の被告乙山の行為について一貫してこれを否定し、供述に変遷がみられないこと及び各事実についての原告本人の供述自体具体性がないことに照らし、原告の右供述は採用することができない。」(下線は引用者。以下同様)

(2) 控訴審判決(東京高判平成9・11・20判時1678号89頁—③判決)

これに対して、控訴審の東京高裁は次のように判示して原告(控訴人)の供述の信用性を認め、加害行為をした上司本人の不法行為責任と出向先会社の使用者責任を認めた。

「(五)次に、本件控訴人供述そのものの信用性について検討する。

本件控訴人供述によれば、控訴人は、二〇分もの間、被控訴人に抱きつかれて無理やりわいせつな行為をされたのに、その間、同人を振り払って事務所外へ逃げるとか、悲鳴を上げて助けを求めるなどの行動に出なかったことになり、このこと自体がその供述に係るわいせつな行為の被害者として通常あり得ない不自然な対応であるとすれば、控訴人がそのような対応をしたことについて合理的な説明が必要となる。

しかし、まず、本件控訴人供述によると、控訴人は、「腕を胸の前で強く組んだり、肘を張ったり、顔を背けたり、手を払いのけようとした」というのであって、何の抵抗も示さなかったというわけではないし、これに

対し、「被控訴人は、払いのけようとする控訴人の手を乱暴に強い力で振り払ったり、控訴人の防御の姿勢に合わせて、前後に回るなどし、執拗に右行為を続けた」というのであって、控訴人の対応は必ずしも不自然なものとはいえない。

さらに、証拠（証拠省略）によると、米国における強姦被害者の対処行動に関する研究によれば、強姦の脅迫を受け、又は強姦される時点において、逃げたり、声を上げることによって強姦を防ごうとする直接的な行動（身体的抵抗）をとる者は被害者のうちの一部であり、身体的又は心理的麻痺状態に陥る者、どうすれば安全に逃げられるか又は加害者をどうやって落ち着かせようかという選択可能な対応方法について考えを巡らす（認識的判断）にとどまる者、その状況から逃れるために加害者と会話を続けようとしたり、加害者の気持ちを変えるための説得をしよう（言語的戦略）とする者があると言われ、逃げたり声を上げたりすることが一般的な対応であるとは限らないと言われていること、したがって、強姦のような重大な性的自由の侵害の被害者であっても、すべての者が逃げ出そうとしたり悲鳴を上げるという態様の身体的抵抗をすることは限らないこと、強制わいせつ行為の被害者についても程度の差はあれ同様に考えることができること、特に、職場における性的自由の侵害行為の場合には、職場での上下関係（上司と部下の関係）による抑圧や、同僚との友好的関係を保つための抑圧が働き、これが、被害者が必ずしも身体的抵抗という手段を採らない要因として働くことが認められる。したがって、本件において、控訴人が事務所外へ逃げたり、悲鳴を上げて助けを求めなかったからといって、直ちに本件控訴人供述の内容が不自然であると断定することはできない。

右のような認識を前提にして、控訴人が、事務所外へ逃げるとか、悲鳴を上げて助けを求めるなどの行動に出なかった理由として供述しているところについてみても、控訴人は、事務所の外は広い通りで車の通行量が多いので、大声を上げても誰も聞きつけてはくれない、大声を出そうと思った記憶はない、逃げようと思って抵抗しても逃げられたかどうか分からない

いし、下手に騒いで余計に被控訴人をあおり立てることになっても困る、もし騒いで外部の人が入って来たら事が公になってしまう、そうなれば会社にいられなくなってしまうかもしれない、会社にいるためにはとにかくこのまま切り抜けなければならないと思った、被控訴人には入社以来世話になってきたし、今までの人間関係を壊したくない、被控訴人に対する尊敬の気持ち及び同人には恩を感じていたため、同人を突き飛ばしたりはできなかった等の供述をしているところ（証拠・人証略）、これらの供述は、上司である被控訴人の突然の行為によって混乱している控訴人の内心が具体的に述べられたものであって、そのような状況下での被害者たる女性の思考として不自然又は不合理なものと断定すべきものでもない。

また、わいせつな行為をされている間に『事が公になってしまうと会社にいられなくなってしまうかもしれない』と考え、騒ぎ立てたり逃げ出したりはしなかったということと、前記（二）の（3）の認定のとおり、その当日の夕方、被控訴人からわいせつな行為をされたことを同僚に説明しようとしたこととは、前者はまさに被害に遭っている最中に控訴人が考えた内容であり、後者は事後に被害者として加害者の謝罪など適切な措置を採ってもらおうとしてとった行動であって、両者が矛盾するとはいえず、これをもって、本件控訴人供述自体の信用性が損なわれるものとみるべきではない。』

### (3) コメント

横浜セクハラ事件の控訴審判決がセクハラ被害を認める全く逆の結論を下した要因として、戒能は、控訴審でフェミニストカウンセラーの証言とアメリカにおける強姦被害についての先行研究が証拠として提出されたことを挙げている<sup>27)</sup>。小島妙子弁護士は、この東京高裁平成9年判決は「セクシュアル・ハラスメント被害特有の行動を無視した裁判例から、職場や

---

27) 戒能・前掲注(23) 216頁。

大学等の支配従属関係がある場合における被害者の合理的行動を前提とする経験則を適用する裁判例への転換を示すものとして画期的であった。」と高く評価している<sup>28)</sup>。

また労働法学者の名古道功も、セクハラ的事实認定においては、「ステレオタイプの視点（これは往々にして男性的視点である）ではなく、女性の置かれている状況やその心理状況などを十分に考慮した方法が求められる」とし、1審判決と対比して控訴審判決が示した「女性の心理状態を洞察した判断手法」に基づく「事実認定の方が説得力があることはいうまでもないであろう」とする<sup>29)</sup>。

私見もこれらの論者の評価を共有したい。

#### 4 ワカホ事件・東京地判平成 24・6・13 労働経済判例速報2153号 3 頁（④判決）

##### (1) 事案と判旨

直接の上司 Y2 からの執拗な性的言動、性交の強要がセクハラ行為にあたるとして Y2 の不法行為責任と Y2 を雇用する Y1 会社の使用責任を追及した事案である。被告 Y2 は一貫してセクハラ行為を否認している。同判決は、次のように判示する。

「本件は、原告が主張する被告 Y2 のセクハラ行為について、基本的に原告と被告 Y2 の供述しかなく、これを基礎付ける客観的な証拠が乏しい事案である。もともと、下記（2）のとおり証拠上認められる事実経過、すなわち、被告会社に入社して間もない原告が、上司である被告 Y2 からドライブや居酒屋に誘われるようになり、ラブホテルにおいて月に 1 回程度性行為をする関係が半年ほど続いたが、原告が拒むようになるとラブホテルで性行為をすることはなくなったこと、その後も、被告 Y2 から原告に対する性的な発言をしたり、胸や体を触るといった性的な接触行為は続

---

28) 小島・前掲注 (23) 112頁。

29) 名古道功「判批」民商119巻4・5号（1999年）793-794頁。

いていたが、A（原告の母）を交えて、原告と被告 Y2 との間で話し合いがもたれると、しばらくの間被告 Y2 から原告に対する性的な接触行為はなくなったこと、しかしながら、その後、再び社内や宿直室において性的な接触行為がなされるように至って、原告が代理人を通じて被告会社に対してセクハラの申告を行い、損害賠償を求めるようになったという事実経過に照らすと、当初から一貫して被告 Y2 からセクハラを受けていたという原告の供述は、自然かつ合理的である。これに対して、当初から原告は結婚を望んでおり、性行為に積極的であり、原告とは不倫関係にあったとの被告 A2 の供述は、不自然で不合理な点が多く信用できない。」

その上で同判決はセクシュアル・ハラスメントの特徴に則した丁寧な事実認定をしている。例えば、被告上司に無理やりラブホテルに同行させられ、意に反して性交を強要されたという原告の供述に対して、被告上司は原告が性行為に積極的で合意の上での性交であると反論した。この点について同判決は次のような事実認定をしている。

「セクハラとは、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、またこれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることであり、職場における上司と部下などの上下関係、優劣関係を背景に、圧倒的な力の差を利用し、隠微かつ狡猾な手段で脅迫・強制が行われること、被害者は職場の上司である加害者を怒らせないようにして自分を守ろうとする無意識の防衛本能が働くため、加害者に逆らうことができず、喜んで従って見えることがあるから、一見して性行為の強要があることがわかりにくいとされている。

本件において、被告会社内における被告 Y2 の地位と、原告の地位との差は歴然としており、原告は、被告 Y2 から指揮命令を受ける立場にあった。そして、原告が被告 Y2 と食事に行ったり、ラブホテルに行ったり、ドライブに行ったのも被告 Y2 からの誘いによるもので、原告から誘ったことは認められない。

また、原告と被告 Y2 が性行為に至る経緯は、被告 Y2 からの働きかけから始まる一方的で唐突なものであり、男女間の自然な恋愛感情が醸成されていくような経緯は全く認められない。」

同判決は原告がセクハラ被害をすぐに訴えなかったことについては次のように指摘している。「確かに、原告は昭和44年生まれ的女性であり、一定の社会経験もある女性であるから、被告 Y2 からセクハラを受けたとしながら、周囲に何ら相談していないことについては不自然であるともいえる。

しかしながら、セクハラを受ける女性の中には、職を失うことへの不安や、セクハラを受けていることによる気恥ずかしさなどから相談をためらう者がいることもまた事実である。

したがって、被告 Y2 が主張するような事実をもって、本件が不倫であったと推認することはできない。」

## (2) コメント

この判決もセクハラ被害者の心理的特徴に則した事実認定をしており、高く評価できる。被害者が無意識の防衛反応から加害者に喜んで従っているように見えることがあるとか、職を失う不安や気恥ずかしさから相談をためらうなどの的確な指摘もされている。

## 5 銀蔵事件・東京高判平成 24・8・29 労判1060号22頁 (⑤判決)

### (1) 事案と判旨

X が意に反した性交を雇用主の代表取締役 Y2 から強要されるなどのセクハラ被害を被ったとして Y2 の不法行為責任、Y1 会社の会社法350条の損害賠償責任を追及した事案である。1 審・東京地判平成 24・1・31 労判 1060号30頁はセクハラ行為があったとの証拠はないとして請求を棄却したのに対して、控訴審で東京高裁は次のように判示してセクハラ行為を認定して Y2、Y1 の損害賠償責任を認めた。

「控訴人 X は、心理的に抵抗できなかったのであり、同意したわけではない旨供述している（控訴人 X 本人）。そして、控訴人 X は、翌年 4 月に被控訴人 Y1 会社に入社することが内定した大学 4 年生であったのであり、被控訴人 Y1 会社の人事担当者から、同年 11 月の α 店のオープンに備えてアルバイトとして働くことを勧められ、在学中でありながら、親元を離れて単身で大阪で生活し、翌年入社予定のアルバイトして被控訴人会社に勤務するようになったものであるのに対して、被控訴人 Y2 は控訴人 X に対して人事権を有する被控訴人 Y1 会社の代表取締役であったのであるから、控訴人 X が被控訴人 Y2 が訪問することを受け入れ、被控訴人 Y2 の要求に応じて性行為を受け入れたことについては、それが控訴人 X の望んだことではないことは明らかであり、控訴人 X は自分の置かれた立場を考えてやむなく受け入れたものと認めるのが相当である。したがって、控訴人 X が被控訴人 Y2 の要求を拒絶することは不可能であったとまではいえないが、心理的に要求を拒絶することが困難な状況にあったものと認められ、控訴人 X が性行為を受入れたからといって、控訴人 X の自由な意思に基づく同意があったと認めることはできない。」

(2) コメント

セクハラ被害者が心理的に抵抗が困難だったと事実認定をし、被害者の「自由な意思に基づく同意」を否定しており、参考になる。

6 雇用前のセクハラ被害事件・東京地判平成 28・5・23 LEX/DB  
280523 (⑥判決)

(1) 事案と判旨

被告 Y1 会社で雇用される前の段階での同会社代表取締役 Y2 との打ち合わせの後に原告女性が腕を組まれたり、手を握られたなどのセクハラ被害を受けたという主張に対して、Y2 がその事実を否定した。しかし、Y2 が X に送ったメールには異性としての愛情を感じているとの趣旨の文面が

あり、東京地裁は、具体的詳細な原告の供述には信用性があるとして次のような事実認定をした。

「上記(3)アのとおり、被告Y2が、平成25年2月19日、「〇〇」を出た後、原告と腕を組んで身体を密着させたこと、タクシーの車内で原告の手を握ったことが認められるところ、同時点では、原告Xが被告Y1会社に所属していたわけではないが、既に、被告Y1会社に原告Xが保険の外務員として所属することは決定し、そのための手続はとられており、また、被告Y1会社として、原告を〇〇の研修の候補者として送り出すことが決定していたことから、被告Y1会社と原告Xとの間に雇用関係はないが、被告Y2は、原告に対し、原告の処遇を少なからず左右することができる優位な立場にあったこと、被告Y2もそのような立場を認識していたことが認められる。そうすると、被告Y2が、原告と腕を組み身体を密着させただけにとどまらず、その後タクシーの車内で原告の手を握ったという一連の行為は、上記のような関係を前提として初めてなし得た行為であって、業務上の上下関係を前提に、原告Xに対し一方的に性的な接触を求める行為であるといえる。したがって、全体として、原告の性的自由ないし自己決定権等の人格権を侵害し、社会通念上許される限度を超え違法な行為であると認められ、不法行為に該当する。」

## (2) コメント

本判決は、まだ雇用関係のない段階であっても、被告Y2は原告の処遇を左右できる優位な立場にあり、業務上の上下関係を前提に一方的に性的接触を求める行為だったから、原告の性的自由ないし性的自己決定権等の人格権を侵害したと認定した。セクハラ被害の本質を良く捉えた妥当な認定である。



## 7 海遊館事件・最判 (一) 平成 27・2・26 裁民249号109頁 (⑦判決)

### (1) 事案と原審判決

当該事案と判決要旨について裁判集民事は次のようにまとめている。

「会社の管理職である男性従業員 2 名が同一部署内で勤務していた女性従業員らに対してそれぞれ職場において行った性的な内容の発言等によるセクシュアル・ハラスメント等を理由としてされた出勤停止の各懲戒処分は、次の (1) ～ (4) など判示の事情の下では、懲戒権を濫用したものとはいえず、有効である。(1) 上記男性従業員らは、〔1〕うち 1 名が、女性従業員 A が執務室において 1 人で勤務している際、同人に対し、自らの不貞相手に関する性的な事柄や自らの性器、性欲等についての極めて露骨で卑わいな内容の発言を繰り返すなどし、〔2〕他の 1 名が、当該部署に異動した当初に上司から女性従業員に対する言動に気を付けるよう注意されているながら、女性従業員 A の年齢や女性従業員 A 及び B が未婚であることなどを殊更に取り上げて著しく侮蔑的ないし下品な言辞で同人らを侮辱し又は困惑させる発言を繰り返し、女性従業員 A の給与が少なく夜間の副業が必要であるなどとやゆする発言をするなど、同一部署内で勤務していた派遣労働者等の立場にある女性従業員 A らに対し職場において 1 年余にわたり多数回のセクシュアル・ハラスメント等を繰り返した。(2) 上記会社は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を重要課題と位置付け、その防止のため、従業員らに対し、禁止文書を周知させ、研修への毎年の参加を義務付けるなど種々の取組を行っており、上記男性従業員らは、上記の研修を受けていただけでなく、管理職として上記会社の方針や取組を十分に理解して部下職員を指導すべき立場にあった。(3) 上記 (1) 〔1〕及び〔2〕の各行為によるセクシュアル・ハラスメント等を受けた女性従業員 A は、上記各行為が一因となって、上記会社での勤務を辞めることを余儀なくされた。(4) 上記出勤停止の期間は、上記 (1) 〔1〕の 1 名につき 30 日、同〔2〕の 1 名につき 10 日であった。」

原審の大阪高判平成26・3・28は、上告審判決の要約によると「被上告人らが、従業員Aから明確な拒否の姿勢を示されておらず、本件各行為のような言動も同人から許されていると誤信していたことや、被上告人らが懲戒を受ける前にセクハラに対する懲戒に関する上告人の具体的な方針を認識する機会がなく、本件各行為について上告人から事前に警告や注意等を受けていなかったことなどを考慮すると、懲戒解雇の次に重い出勤停止処分を行うことは酷に過ぎるといふべきであり、上告人が被上告人らに対してした本件各行為を懲戒事由とする各出勤停止処分は、その対象となる行為の性質、態様等に照らして重きに失し、社会通念上相当とは認められず、権利の濫用として無効であり、上記各処分を受けたことを理由としてされた各降格もまた無効である。」と判断した。

## (2) 上告審判決

これに対して上告審判決は次のように指摘して原判決を破棄差戻した。

「原審は、被上告人らが従業員Aから明白な拒否の姿勢を示されておらず、本件各行為のような言動も同人から許されていると誤信していたなどとして、これらを被上告人らに有利な事情としてしんしゃくするが、職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感等を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちょしたりすることが少なくないと考えられることや、上記(1)のような本件各行為の内容等に照らせば、仮に上記のような事情があったとしても、そのことをもって被上告人らに有利にしんしゃくすることは相当ではないといふべきである。」

## (3) コメント

中丸隆最高裁調査官は、この部分の判示について、「これは、職場におけるセクハラが第三者のいない状況で行われることも多く、被害者が職場

における上下関係や人間関係の悪化等を懸念して被害の申告等を差し控えたりすることが少なくないといった職場におけるセクハラの特徴や被害の実態を踏まえ、会社が懲戒権を行使するに当たっての諸事情の考慮のあり方を示したものと評価することができるように思われる。」とする<sup>30)</sup>。この点の本最高裁判決の判示は、セクハラ被害の特徴を踏まえたものとして高く評価されている<sup>31)</sup>。

当該事案はセクハラ行為を理由にした懲戒処分の相当性が争われた事案であるが、最高裁平成27年判決が示した被害者が明白の拒否の姿勢を示さない点についてのセクハラ被害の特徴、被害実態の考慮は、セクハラ被害自体の認定においても参照されるべきである<sup>32)</sup>。

#### 四 おわりに——残された課題

セクハラ被害の特徴に留意せず、被告が一貫して事実を否認している点を重視する事実認定は、加害者の悪質な加害の隠蔽に司法が手を貸すような事態、被害者にとっては、司法による二次被害になり得るような重大問題である。

本稿は、ここ20年くらいの日本におけるセクハラ訴訟においては、セクハラ被害の心理的特質に対する精神医学ないし臨床心理学的知見に基づき、セクハラ被害者が加害者の性的行為の強要に直ちに抵抗できない心理状態や被害にあっても第三者に告白できない心理状態、被害を継続させて

---

30) 中丸隆「本件・判解」ジュリ1468号(2015年)82頁。

31) 野崎薫子「判批」ジュリ1486号(2015年)97頁、水町勇一郎「判解」ジュリ1480号(2015年)5頁、皆川宏之「判批」判例時報2277号(判例評論684号)(2016年)206頁、山下昇「判批」法教418号(2015年)51頁、山本圭子「判解」労働法学研究会報2597号(2015年)28頁など。

32) 山崎文夫は最高裁がセクハラ被害者の心理の特性に関する研究の成果を取り入れた点を評価し、「最高裁がこの成果を採り入れたことは、セクハラ問題全体に意義がある。」と指摘する(山崎文夫「判解」ジュリ1492号(2016年)224頁)。

しまう心理状態、迎合的な言動をしてしまう心理状態は、被害者の供述の不自然さや信用性の欠如を物語る要素として捉えるべきではなく、むしろ、その反対に、性被害を被ったセクハラ被害者に通常見られる心的反応であり、加害事実を推定させる事実であることを的確に評価する裁判例も増えていることを紹介した<sup>33)</sup>。

ただそれに対して、相変わらず社会のジェンダー構造に規定された裁判官自身の偏見に基づく「経験則<sup>34)</sup>」から、これらの要素を被害者の供述の信用性を否定する要素とみて、セクハラ被害の事実事態を否定する裁判例もまだまだ散見されることも指摘しておきたい<sup>35)</sup>。このような誤った「経験則」に基づく事実認定<sup>36)</sup>は、自分の受けた不当なセクハラ被害を訴え、

33) 吉川は、「判例は心理面の分析を用いて、被害者の物理的抵抗が無くとも、被害者にとって不本意なセクハラを認定するところまで踏み込むようになった」と評価する（吉川・前掲注（23）43頁）。戒能も吉川のこの点の評価に賛同し、「近年、裁判所の判断は『性暴力を受けた被害者の経験に基づく経験則』に立脚する方向へと変化しつつある」ことを指摘する（戒能・前掲注（23）219頁）。

34) フェミニストカウンセラーの井上摩耶子は、裁判所の「経験則」にはジェンダーの視点がなく、また裁判官自身がエリートなので市民感覚に乏しいことを指摘する（井上摩耶子「裁判所の『経験則』は正しいか？——誤判を防ぐために」大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム『性暴力と刑事司法』（信山社、2014年）。なお同書所収の後藤弘子「最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起——なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないのか——」は、刑事の性犯罪事件に関して次のように指摘するが、そのような指摘は本稿で検討してきたように民事事件にも当てはまるであろう。「被害者の行動を評価する際に、『逃げない』、『助けを求めない』、『抵抗しない』という三要素が被害者の供述の信用性を否定的に判断する基準として用いられる。このことは、被害者は、意に添わない性行為であることを司法に認めてもらうためには、何を犠牲にしてもまず逃げなければならない、助けを求めなければならない、派手に抵抗しなければならないことを意味する。制度だけでなく、判断者も性犯罪被害に関してジェンダー・バイアスを有していることを重く考える必要がある。」（105頁）。刑事事件におけるジェンダーバイアスの問題については、角田由紀子「性被害事件判決のジェンダー・バイアスはなぜ生まれるのか」ジェンダーと法17号（2020年）68頁以下、小宮友根「『抗拒不能』の認識における知識帰属の実践—ジェンダーバイアスの『アウトソース』問題について」同前81頁以下も参照。

35) そのような裁判例として、前掲注（8）にあげた裁判例参照。

36) この点に関連して、性暴力事件を数多く扱ってきた吉田容子弁護士は次のように指摘する。「客観的な直接証拠が乏しい性暴力事件において、間接的な事実と『経験則』を用い

加害者や使用者の法的責任を明らかにしたいと願い、ようやくの思いで裁判という正義の実現の場に訴えることを決意した被害者にとって、「あなたの言うことは信用できない」として請求を棄却することにもなり、まさに司法による二次被害になりかねない。

司法は正義を実現すべき場であって、不正義に手を貸す場ではないことは論を俟たない。南野佳代は、比較法的観点から各国のジェンダーに関する法曹の継続教育を紹介、検討し、アメリカのジェンダーバイアスに関する裁判官研修について次のように紹介する。「研修は、裁判官自身が、ジェンダーバイアスが判決形成に与える影響を理解し、それを自覚的に修正し、かつ変化するバイアスの形態に対応していく態度と能力を獲得することを目的としている。そのため、研修の目的は裁判官に、自身の信念と態度が不偏性と公平性に与える影響を提示することであり、裁判官が自らそれを発見することができるような方法を探るべきである。」<sup>37)</sup>

女性の被害者だけを想定した従来の強姦罪から被害者の性別を問わず成立する強制性交罪への改正（刑法177条）、新たな犯罪類型としての監護者強制わいせつ、監護者強制性交罪の導入（刑法179条）、性犯罪に関する非親告罪化などを内容とする2017年の性犯罪に関する刑法の一部改正<sup>38)</sup>がな

---

ゝいて、争いのある主要事実の有無を判断せざるを得ない場合には、性暴力の実態や被害者の反応をどう理解するかによって、結論は180度異なりうる。判断者が信じている『経験則』とは異なる行動を被害者がとった場合には、あるいは、判断者が信じている『経験則』に反する供述を被害者がした場合には、判断者にはそのような被害者の行動や供述が理解できず（信用できず）、虚偽であると判断する可能性が高い。」（吉田容子「データからみる性暴力被害の実態——判決で描かれる性暴力被害と実態との乖離」日弁連両性の平等に関する委員会編・前掲注（14）13頁）。これは刑事裁判を直接の対象として指摘されている点であるが、民事事件においても同様なことを指摘できよう。

37) 南野佳代「日本の法曹に対するジェンダーに関する継続教育の必要性」日弁連両性の平等に関する委員会編・前掲注（14）所収178頁。

38) 2017（平成29）年の性犯罪に関する刑法の一部改正については、北川佳世子「性犯罪の罰則に関する刑法改正〈新法解説〉」法教445号（2017年）62頁、「特集・性犯罪規定の改正と刑事弁護への影響」季刊刑事弁護94号（2018年）59頁以下、「特集・性犯罪改正の検討」刑事法ジャーナル55号（2018年）4頁以下等参照。

された際に、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議として、「刑法第七十六条及び第七十七条における『暴行又は脅迫』並びに刑法第七十八条における『抗拒不能』の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。」という項目が載せられている<sup>39)</sup>。刑事の性犯罪についてだけでなく、民事事件におけるセクハラ被害者の心理的特性について裁判官研修を行うことも、個々の裁判官が考える＜被害者であればこういう行動をとるはずだ＞、＜被害者であればこういう行動は取らないはずだ＞などという自身の「経験則」が果たして本当に被害者心理の精神医学的ないし臨床心理学的知見に裏打ちされた客観的な「経験則」と言えるものなのかを再考させる契機となり、セクハラ被害の事実認定力の質的高度化にも寄与し得るのではないだろうか。

最後にアメリカのフェミニズム法学の旗手、キャサリン・マッキノンの言葉を紹介して本稿を閉じよう。

「女性には抵抗を諦めてセックスが起こるままに任せる理由はいろいろとある。職や未来を失いたくないということから、身体的ないし精神的に虐待的な男の気持ちを宥めるためということに至るまで、さまざまである。これは、セックスしたいという願望とは何の関係もないが、社会的なジェンダー・ヒエラルキーとはあらゆる点で関係がある。<sup>40)</sup>」

---

39) この附帯決議は、法務省性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」別紙2、3として収録されている。同報告書は、法務省に2020年6月に設置された性犯罪に関する刑事法検討会の第1回に資料として提出されている（<http://www.moj.go.jp/content/001318153.pdf>）。

40) キャサリン・マッキノン（森田成也・中里見博・武田万里子訳）『女の生、男の法・上』（岩波書店、2011年）320頁。